

老人福祉センター横浜市泉寿荘

指定管理者選定委員会

選定結果報告書

令和3年8月

## 1 趣旨

老人福祉センター横浜市泉寿荘の第4期指定管理者の選定にあたり、横浜市泉寿荘指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、応募者から提出された応募書類の内容審査や公開での面接審査を行いました。

このたび、審査が終了し、指定候補者を選定いたしましたので、ここに選定結果を報告します。

## 2 公募対象施設

老人福祉センター横浜市泉寿荘

## 3 指定期間（第4期）

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

## 4 選定委員会 委員

委員長	岡本 多喜子	明治学院大学名誉教授
委員	金子 公紀	泉区シニアクラブ連合会会長代行
	佐野 瞳	泉区連合自治会町内会長会副会長
	林部 正明	税理士（東京地方税理士会戸塚支部所属）
	松本 勝明	中川地区民生委員児童委員協議会副会長

## 5 指定候補者 選定の経過

経過項目	日程
◆第1回選定委員会（傍聴者0名） ・公募関係書類、審査基準等の決定	令和3年5月14日（火）
公募の周知及び公募要項の公開	令和3年5月26日（水）
現地見学会及び応募説明会 （申込団体1団体、出席団体1団体、2名）	令和3年6月10日（木）
公募に関する質問受付（質問なし）	令和3年6月14日（月） ～6月18日（金）
応募書類の提出（1団体）	令和3年7月14日（水） ～7月15日（木）
◆第2回選定委員会（傍聴者0名） ・面接審査、指定候補者の選定	令和3年8月12日（木）

◆は選定委員会

## 6 選定にあたっての考え方

選定委員会では、「老人福祉センター横浜市泉寿荘 指定管理者公募要項」（以下、「公募要項」という。）においてあらかじめ定めた「評価基準項目」に従って、応募者から提出された応募書類を審査し、面接審査において、応募団体からの提案説明を受け、委員による質疑を行い、指定候補者を選定しました。

なお、評価は、各委員が100点満点（さらに、加減点項目で－5点から10点を加点）で採点しています。

また、最低基準点は、加減点項目を除いた出席委員の合計点（委員5人合計で500点満点）の6割以上（委員5人合計で300点以上）とし、最低基準に満たない場合は、応募団体が1団体のみであっても指定候補者として選定せず、再度公募を行うこととしました。

<評価基準項目>

項目	審査の視点	配点
1 運営ビジョン		10
基本理念の理解 (応募理由)	区の施策や老人福祉センター周辺地域の特性や課題、施設の設置目的を十分に理解した妥当性・具体性がある運営方針(取り組み)が考えられているか。また、施設運営に熱意が感じられる応募理由であるか。	10
2 団体の状況		10
(1) 団体の理念、基本方針等	団体の理念、基本方針及び業務実績などが、公共性の高いものであり、公の施設の管理運営者としてふさわしいものであるか。	5
(2) 財務状況	団体の財務状況は健全であり、安定した経営が出来る基盤はあるのか。	5
3 職員配置・育成		10
(1) 所長(館長)及び職員の確保等	人員配置及び勤務体制が整っているか。	5
(2) 職員の育成・研修	老人福祉センターの機能を発揮するための職員育成や、資質向上の研修が具体的・効果的に計画されているか。	5
4 施設の管理運営		30
(1) 建物及び設備の維持保全並びに管理・小破修繕への取組	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全(建物・設備の点検など)計画及び、適切かつ積極的な修繕計画となっているか。	5
(2) 事故防止体制・緊急時(防犯)の対応及び防災に対する取組	①事件・事故の防止体制が適切か。事故発生時、緊急時の対応、連絡体制などに具体性があり、適切か。 ②市(区)防災計画を踏まえ、公の施設としての役割を踏まえたものとなっているか。日常的に、地域と連携した取組がなされているか。	5
(3) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応	利用者の意見、要望、苦情等の受け付け方法や、これらに対する改善方法に具体性があるか。	10
(4) 個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組	・個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取組が適切であるか。 ・ヨコハマ3R夢プラン、人権尊重、男女共同参画推進など横浜市の重要施策を踏まえた、取組となっているか。 ・市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえた取組となっているか。	5
(5) 新型コロナウイルス感染症等に係る対応	・利用者が安全に施設を利用することができるよう、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等の具体的な取組が提案されているか。(感染防止対策、施設利用時のルール、施設予約時の工夫等) ・コロナ禍等、様々な状況においても適切な対策を実施したうえで、利用者が積極的に利用・参加できるような工夫が凝らされた事業計画となっているか。(自主事業計画含む。)	5

5 事業の企画・実施（老人福祉センターの基本的な機能について）		30
(1) 事業計画、事業展開	高齢者の社会活動を支援する場の提供や、各種相談、並びに教養の向上及び趣味やレクリエーションの機会の提供など、魅力的かつ具体的な事業計画、事業展開になっているか。	15
(2) 施設の利用促進	質の高い接客サービスを提供するための取組となっているか。（高齢者の仲間づくりの支援に積極的であるとともに、個人利用者に十分に配慮しているか。）利用者数、稼働率の向上に対し、効果的・具体的な取組となっているか。	15
6 収支計画及び指定管理料		10
(1) 指定管理料の額	収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。	5
(2) 施設の課題等に応じた費用配分	利用者サービスのための経費や修繕費への配分など、施設の特性や課題に応じた、費用配分となっているか。	5
小計		100
7 加減点項目		-5 ～+10
(1) 応募団体は、市内中小企業等であるか	市内中小企業、地域住民を主体とした施設の管理運営等のために地域住民を中心に設立された団体、市内に本部がある社会福祉法人又は市内に本部がある公益法人の応募。	5
(2) 現在の指定管理者が応募した場合	区の業務点検による評価や第三者評価の結果等が優秀であり、要求水準を上回っていたか。（要求水準を下回った場合は、減点対象） ・選定時に評価された特筆すべき提案を達成したか。（達成できなかった場合は、減点対象） ・前指定管理期間において、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る取組等は適切であったか。（利用者に安心を与える対応となっていたか。適切でなかった場合は、減点対象）	-5 ～ +5
合計		100点 -5 ～+10

## 7 応募者の制限の確認

公募要項に定める「応募者の資格」「欠格事項」「応募者の失格」について、該当のないことを確認しました。

### 【公募要項 5 公募及び選定に関する事項（5）応募条件等について（抜粋）】

#### ア 応募者の資格

指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体（複数の団体が共同する共同事業体を含む。）とします。個人での申請はできません。

#### イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること
  - (イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの
  - (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
  - (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
  - (オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること
  - (カ) 選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
  - (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること
  - (ク) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）
- ウ 共同事業体に関する取扱い
- 共同事業体の場合には、構成するすべての団体が欠格事項の(ア)から(ク)までのいずれにも該当しないととも、応募時に「共同事業体の結成に関する申請書（様式5-2）」を提出することとします。また、選定後協定締結時まで、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出することとします。
- エ 中小企業等協同組合に関する取扱い
- 中小企業等協同組合の場合には、本指定管理業務を担当するすべての組合員が欠格事項の(ア)から(ク)までのいずれにも該当しないことが必要です。
- オ 公募要項の承諾
- 応募者は、応募書類の提出をもって、本公募要項の記載内容を承諾したものとみなします。
- カ 接触の禁止
- 選定委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。
- キ 重複応募の禁止
- 同一案件に対して、複数案の応募に参画することはできません。
- ク 応募内容変更・追加の禁止
- 提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定委員会が認めた場合はこの限りではありません。
- ケ 団体職員以外による、次の行為の禁止
- 応募にあたって、応募団体（共同事業体に当たっては構成団体、中小企業等協同組合に当たっては組合員となっている団体）の職員以外が、次の行為を行うことを禁止します。
- (ア) 現地見学会・応募説明会への代理出席
  - (イ) 事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします）
  - (ウ) 選定委員会の面接審査への出席
- コ 応募者の失格
- 応募者が次の事項に該当した場合は、失格となる場合があります。
- (ア) カからケまでの禁止事項に該当するなど、本公募要項に定める手続きを遵守しない場合
  - (イ) 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

## 8 応募団体（1団体）

（1）特定非営利活動法人中川コミュニティグループ

## 9 選定結果

選定委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体を指定候補者と決定しました。

順位	団体名
指定候補者	特定非営利活動法人中川コミュニティグループ

## 10 得点

	選定の評価基準	配点 (5人合計)	指定候補者得点 (5人合計)
(1)	運営ビジョン	50点	48点
(2)	団体の状況	50点	48点
(3)	職員配置・育成	50点	42点
(4)	施設の管理運営	150点	132点
(5)	事業の企画・実施（老人福祉センターの基本的な機能について）	150点	135点
(6)	収支計画及び指定管理料	50点	44点
	小計	500点	449点
(7)	加減点項目	50点	45点
	合計	550点	494点

## 11 審査講評

指定候補者は、現在当該施設のほか泉区内で3施設の指定管理業務を行っている実績があり、また、財務状況についても、十分な資金を有しているため当面の財務的な心配はなく、安定した施設の管理運営ができると評価しました。

提案内容の中では、職員の育成や資質向上の項目に関してはアピールするものが不足している印象もありましたが、第三者評価等の外部の意見を活用した管理運営も行っており、全体的には当該業務に対する積極性が伺えました。

今後もコロナ禍等、様々な状況においても利用者が安全・安心かつ積極的に施設を利用できるよう、適切な施設の管理運営に取り組んでいただくことを期待します。